

愛媛県大規模小売店舗立地審議会次第

日時 令和6年5月7日（火）10：00～12：00

場所 二番町ホール

（松山市二番町三丁目8-21 久保豊二番町ビル3階）

1 開 会

2 会長あいさつ

3 届出案件についての審議

[届出] 2件

- ・フジ藤原店（松山市）【変更】…………… 1～8
- ・明屋書店川之江店・シャトレゼ四国中央川之江店（四国中央市）【新設】 …… 9～15

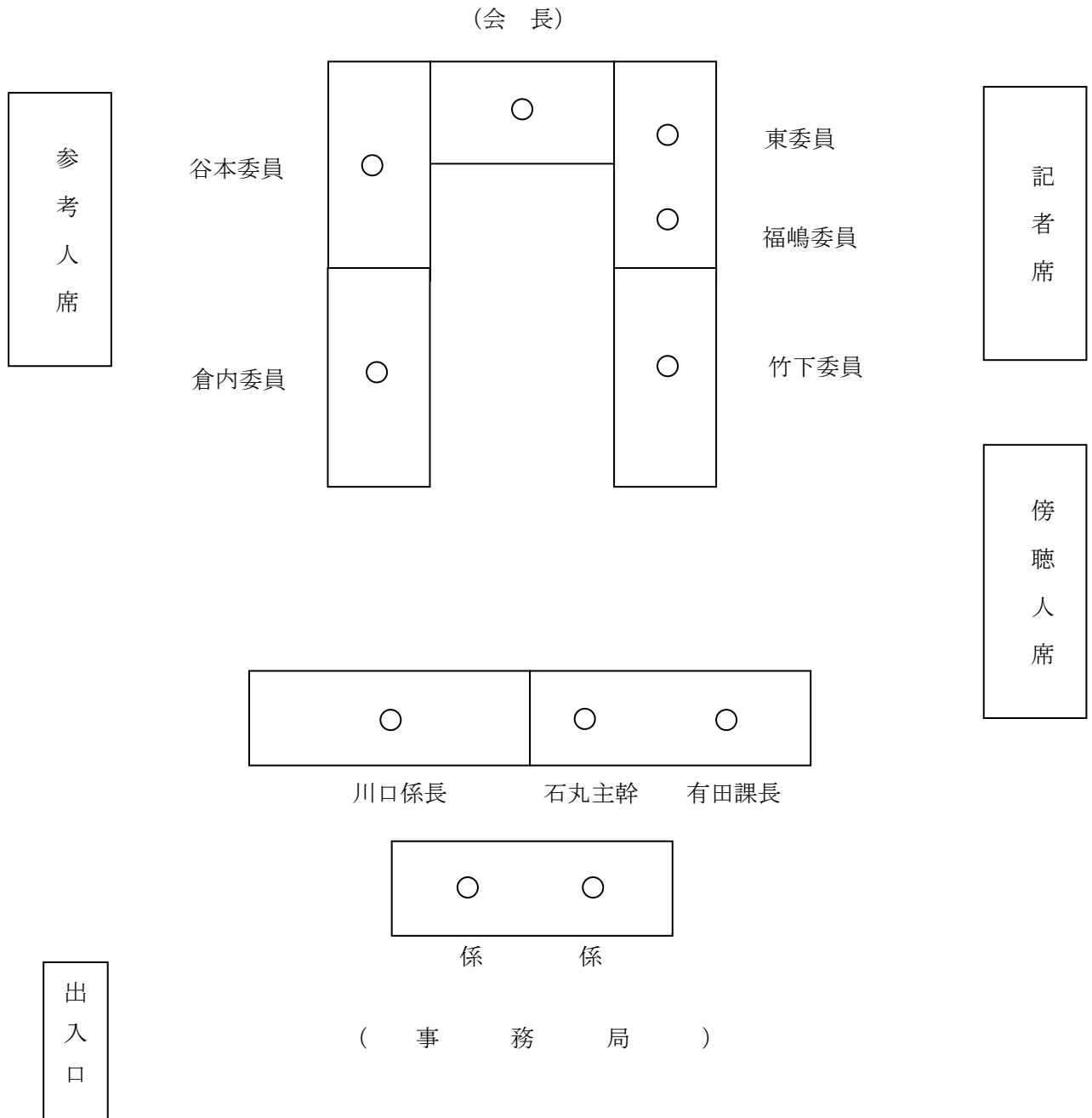
4 その他

- （1）次回以降の審議案件の概要等…………… 16
- （2）フォローアップ調査について…………… 17

5 閉 会

愛媛県大規模小売店舗立地審議会配席図

日時 令和6年5月7日(火) 10:00~12:00
場所 二番町ホール
(松山市二番町三丁目8-21 久保豊二番町ビル3階)



フジ藤原店（変更）届出概要

店舗の名称	フジ藤原店		
所在地	松山市藤原二丁目8番1 外		
設置者 (本社)	株式会社フジ（松山市） DCM株式会社（東京都）		
小売業者 (販売物品)	株式会社フジ・リテイリング（食料品、日用品、雑貨、医薬品、化粧品等） 株式会社ビッグ・エス（家庭用電気器具、電器製品等） フジ・TSUTAYA・エンターテイメント株式会社（書籍、CD、DVD） 株式会社アペ（パン） 株式会社クック・チャム四国（惣菜） 株式会社あんぼりー（生花）		
変更年月日	令和6年6月27日		
変更内容	変更事項	変更前	変更後
	店舗面積	5,657㎡	6,720㎡
	駐車場の位置及び収容台数	317台	398台 (基準値 398台)
	駐輪場の位置及び収容台数	182台	205台 (参考値:192台)
	荷さばき可能時間帯	午前6時 ～午後8時	午前6時～午後10時
その他 (変更に係らない事項)	荷さばき施設の位置及び面積	207㎡（2箇所）	
	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	76.5㎡（基準値 32.147㎡）（2箇所）	
	開店時刻及び閉店時刻	株式会社フジ・リテイリング 午前9時～午後11時 株式会社ビッグ・エス 午前8時～午後9時 フジ・TSUTAYA・エンターテイメント株式会社 午前9時～午後2時 株式会社アペ 午前7時～午後11時 株式会社クック・チャム四国 午前9時～午後11時 株式会社あぼりー 午前9時～午後11時	
	駐車場利用可能時間帯	午前6時45分～午前2時15分	
	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	3箇所	

- 届出年月日 令和5年10月26日
- 公告年月日 令和5年11月10日
- 説明会開催日 令和5年12月14日 (届出日から2か月以内)
- 県意見提示期限 令和6年 6月26日 (届出日から8か月以内)**

フジ藤原店指針配慮事項の対応状況

指針配慮事項	設置者による対応状況	評価
I 基本事項		
1 事前の調査等	・ 県警、店舗設置市と事前協議済み。	○
2 まちづくりに関する公的計画との整合性	・ 用途地域：準工業地域	○
3 深夜営業についての考え方	・ 騒音を抑制するため、午後9時45分以降は屋上駐車場への上りスロープを閉鎖するとともに、住宅に近い出入口1を閉鎖している。	○
4 説明会の開催	開催日：令和5年12月14日（木）18：00～18：45 場 所：雄郡公民館 2階視聴覚室（松山市小栗三丁目5-24） 出席者：6名	○
5 対応策の履行	・ 設置者の開発（立地法）担当者から小売業者の開発（立地法）担当者へ届出内容の説明を行い、それを店舗責任者（店長）に周知する。変更届が必要となる事項については重点的に説明を行う。従業員へは社員教育時に説明を行う。	○
6 事前の予測と乖離が生じた場合の追加的対策	・ 事前の予測と乖離が生じた場合は、設置者本社内で調整・対応し、場合により行政にも相談を行う。 ・ お客様や地域住民等、外部からの意見や苦情等を受けた場合は、その内容を確認・検討し、必要に応じて行政の所管部局へ連絡するなど、対策を講じる。 ・ 騒音等に関し苦情等問題が生じた場合は、苦情先との協議を行い、先方の意向を踏まえた上で、場合によっては遮音壁の設置、機器や施設稼働時間の短縮、駐車場の部分的な閉鎖等の対策を講じるなど誠意をもって対応する。	○
7 繁忙期等の追加的対策	・ 状況に応じて、繁忙時には各駐車場出入口等に交通整理員を1名ずつ配置する。 ・ 状況に応じて交通整理員の増員、減員を行う。 ・ 駐車場が満車となる場合は、入店制限を行う。	○
8 地域貢献に関する取組み	・ 地元より祭りや各種行事への協力依頼があれば検討する。 ・ 地元業者、県内業者との取引を促進する。 ・ 従業員の地元採用を積極的に推進する。 ・ 地元小中学校より職場体験の要望等があれば、受け入れを検討する。 ・ 警察署、消防署等との連絡が速やかに行えるよう連絡表を作成し、マニュアル化している。 ・ 災害時においては、地元自治会等と連携し、可能な限り物資の提供等を検討する。 ・ 定期的に（1週間に1～2回程度）店舗周辺の清掃を行う。 ・ 万一撤退せざるを得ない場合においては、「早期の情報提供」、「後継店の確保」、「従業員雇用の確保」、「取引先企業への対応」、「店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止」など誠意を持って対応する。	○
II 大規模小売店舗の施設の配置および運営方法に関する事項		
1 住民等の利便の確保 (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項 ① 駐車場の必要台数の確保	収容台数：398台（一般用393台 身障者用5台） ・ 指針基準値による必要台数398台を確保している。	○
② 駐車場の位置及び構造等	・ 自走式駐車場（ゲートなし）である。 ・ 出入口は3箇所設置している。 ・ 入庫処理能力は出入口1箇所あたり450台/時間であり、ピーク時来店台数の356台/時を上回る。	○
③ 駐輪場の確保等	収容台数：205台	○

	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗立地法の指針に示される参考値（店舗面積 35 m²あたり 1 台）192 台を満たしている。 ・自動二輪車は、駐輪場を共用で利用する。 	
④ 荷捌き施設の整備等	<p>荷さばき施設の面積：207 m² （荷さばき施設 1：76 m²、荷さばき施設 2：131 m²）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき施設 1 は、処理能力（6 台/時）を確保しており、ピーク時 1 時間の搬入車両による負荷（3 台/時）を上回っている。 ・荷さばき施設 2 は、処理能力（9 台/時）を確保しており、ピーク時 1 時間の搬入車両による負荷（2 台/時）を上回っている。 <p>※荷さばき平均作業時間は 20 分。</p>	○
⑤ 経路の設定、円滑な入出庫対策等	<p>（経路の設定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商圈を半径 2km とし、国道 56 号、市道雄郡 70 号線及び同 99 号線を主要アクセス経路とする。 <p>【北方面】ゾーン A （来店） 国道 56 号を南進→交差点①を右折→市道雄郡 99 号線を西進→出入口 2 を左折により来店 （退店） 出入口 2 を右折→市道雄郡 99 号線を東進→交差点①を左折→国道 56 号を北進により退店</p> <p>【東方面】ゾーン B （来店） 市道雄郡 70 号線を西進→交差点①を直進→市道雄郡 99 号線を西進→出入口 2 を左折により来店 （退店） 出入口 2 を右折→市道雄郡 70 号線を東進→交差点①を直進→市道雄郡 70 号線を東進により退店</p> <p>【南方面】ゾーン C （来店） 国道 56 号を北進→入口 3 を左折により来店 （退店） 出入口 2 を右折→交差点①を右折→国道 56 号を南進により退店</p> <p>【西方面】ゾーン D （来店） 市道雄郡 99 号線を東進→交差点②を直進→市道雄郡 99 号線を東進→出入口 1 を右折により来店 （退店） 出入口 1 を左折→市道雄郡 99 号線を西進→交差点②を直進→市道雄郡 99 号線を西進により退店</p> <p>（円滑な入出庫対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗敷地内出入口付近に駐車場出入口を示す看板を設置している。 ・入口 3 前面に、前面道路が通学路であるため注意する旨周知する看板を設置している。 ・出入口 1、2 付近に、道路狭小のため、近隣の方以外の右折出庫を促す看板を設置している。 ・新聞の折込チラシに案内図を印刷し、来客へ案内経路を周知する。 ・繁忙時には、駐車場出入口等に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な車両の誘導・整理を行っている。 ・平常時において、来客車両による渋滞等により周辺に影響が生じた場合や、地元警察署より渋滞解消や安全への対策の要望があった場合は、店長が状況を確認し、関係機関との協議により対応する。 	○
(2) 歩行者の通行の利便の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口付近に停止線と路面標示を行い、出庫車両の一旦停止と前面道路の歩行者への安全確認を促している。 ・出入口付近の見通しを確保した構造とし、歩行者の通行に配慮している。 	○

	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者自転車出入口を4箇所設置するとともに、各出入口から店舗までの歩行者動線を確保し、歩行者の通行に配慮している。 通行量の多い歩行者通路に対してハンプを設置し、注意喚起を促し、歩行者の通行に配慮している。 																																																																																					
(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮	<ul style="list-style-type: none"> 商品の簡易包装、梱包に努めている。 ダンボールの再資源化を図っている。 	○																																																																																				
(4) 防災・防犯対策への協力	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体から要請があった場合、災害時の避難場所として駐車場敷地の一部の使用や、店舗で扱っている商品の緊急時における提供について、協議検討の上協力する。 警察、自治会、PTA等の関係機関、地元団体から防犯対策について協力要請がある場合は、可能な限り協力する。 駐車場利用可能時間帯以外は、プラチェーン等で閉鎖している。 定期的巡回による青少年等の蟻集防止や犯罪防止、防犯カメラの設置による死角の排除、防犯灯の適切な配置、必要に応じた声かけなど、可能な防犯対策を講じる。 	○																																																																																				
2 騒音の発生その他による周辺地域の生活環境の悪化防止 (1) 騒音の発生に係る事項 ① 騒音に対応するための対応策	<p>(荷さばき施設及び作業に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 荷さばき施設を2箇所確保し、さらに十分な作業スペースを確保することで、作業時間の短縮、騒音の1箇所への集中回避により周辺への騒音の影響低減を図っている。 可能な車両については、アイドリング停止を徹底している。 <p>(廃棄物収集作業に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間に収集作業は行っていない。(収集時間帯：午前6時～午後6時) <p>(設備機器に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音発生源となる設備機器については、低騒音型機種を導入している。 定期的な保守点検により、故障等による異音の発生を防いでいる。 設備機器は、騒音規制法及び愛媛県公害防止条例に該当しない。 <p>(駐車場の騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 従業員や納入業者、ごみ収集業者に対し、場内低速走行の遵守を徹底させている。 <p>(BGM等の営業宣伝活動に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> BGM等屋外への営業宣伝活動は行っていない。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音に関して苦情等問題が発生した場合は、誠意をもって対応する。 	○																																																																																				
② 騒音の予測・評価	<p>等価騒音レベル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">【昼間】 (単位：dB)</th> <th colspan="4">【夜間】 (単位：dB)</th> </tr> <tr> <th>地点</th> <th>類型</th> <th>基準値</th> <th>予測値</th> <th>地点</th> <th>類型</th> <th>基準値</th> <th>予測値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 1 F</td> <td rowspan="4">B</td> <td rowspan="4">55</td> <td>49.0</td> <td>A 1 F</td> <td rowspan="4">B</td> <td rowspan="4">45</td> <td>34.6</td> </tr> <tr> <td>A 2 F</td> <td>49.1</td> <td>A 2 F</td> <td>34.7</td> </tr> <tr> <td>A 3 F</td> <td>49.0</td> <td>A 3 F</td> <td>34.7</td> </tr> <tr> <td>B 1 F</td> <td>47.8</td> <td>B 1 F</td> <td>38.0</td> </tr> <tr> <td>B 2 F</td> <td>47.8</td> <td>B 2 F</td> <td>38.0</td> </tr> <tr> <td>B 3 F</td> <td>47.7</td> <td>B 3 F</td> <td>37.9</td> </tr> <tr> <td>B 4 F</td> <td>49.3</td> <td>B 4 F</td> <td>38.7</td> </tr> <tr> <td>C 1 F</td> <td rowspan="8">C</td> <td rowspan="8">60</td> <td>44.5</td> <td>C 1 F</td> <td rowspan="8">C</td> <td rowspan="8">50</td> <td>29.5</td> </tr> <tr> <td>C 2 F</td> <td>44.7</td> <td>C 2 F</td> <td>30.6</td> </tr> <tr> <td>C 3 F</td> <td>44.9</td> <td>C 3 F</td> <td>31.8</td> </tr> <tr> <td>C 4 F</td> <td>47.2</td> <td>C 4 F</td> <td>37.4</td> </tr> <tr> <td>C 5 F</td> <td>47.2</td> <td>C 5 F</td> <td>37.5</td> </tr> <tr> <td>D 1 F</td> <td>50.1</td> <td>D 1 F</td> <td>34.1</td> </tr> <tr> <td>D 2 F</td> <td>50.1</td> <td>D 2 F</td> <td>34.7</td> </tr> <tr> <td>D 3 F</td> <td>50.2</td> <td>D 3 F</td> <td>37.1</td> </tr> </tbody> </table>	【昼間】 (単位：dB)				【夜間】 (単位：dB)				地点	類型	基準値	予測値	地点	類型	基準値	予測値	A 1 F	B	55	49.0	A 1 F	B	45	34.6	A 2 F	49.1	A 2 F	34.7	A 3 F	49.0	A 3 F	34.7	B 1 F	47.8	B 1 F	38.0	B 2 F	47.8	B 2 F	38.0	B 3 F	47.7	B 3 F	37.9	B 4 F	49.3	B 4 F	38.7	C 1 F	C	60	44.5	C 1 F	C	50	29.5	C 2 F	44.7	C 2 F	30.6	C 3 F	44.9	C 3 F	31.8	C 4 F	47.2	C 4 F	37.4	C 5 F	47.2	C 5 F	37.5	D 1 F	50.1	D 1 F	34.1	D 2 F	50.1	D 2 F	34.7	D 3 F	50.2	D 3 F	37.1	○
【昼間】 (単位：dB)				【夜間】 (単位：dB)																																																																																		
地点	類型	基準値	予測値	地点	類型	基準値	予測値																																																																															
A 1 F	B	55	49.0	A 1 F	B	45	34.6																																																																															
A 2 F			49.1	A 2 F			34.7																																																																															
A 3 F			49.0	A 3 F			34.7																																																																															
B 1 F			47.8	B 1 F			38.0																																																																															
B 2 F	47.8	B 2 F	38.0																																																																																			
B 3 F	47.7	B 3 F	37.9																																																																																			
B 4 F	49.3	B 4 F	38.7																																																																																			
C 1 F	C	60	44.5	C 1 F	C	50	29.5																																																																															
C 2 F			44.7	C 2 F			30.6																																																																															
C 3 F			44.9	C 3 F			31.8																																																																															
C 4 F			47.2	C 4 F			37.4																																																																															
C 5 F			47.2	C 5 F			37.5																																																																															
D 1 F			50.1	D 1 F			34.1																																																																															
D 2 F			50.1	D 2 F			34.7																																																																															
D 3 F			50.2	D 3 F			37.1																																																																															

E 1 F			37.4	E 1 F			27.4
E 2 F			38.0	E 2 F			28.2
E 3 F			39.8	E 3 F			30.7
E 4 F			46.8	E 4 F			36.6
E 5 F			47.3	E 5 F			37.1
F 1 F			32.3	F 1 F			23.9
F 2 F	B	55	34.6	F 2 F	B	45	25.3
F 3 F			37.5	F 3 F			28.2

※B類型：主として住居の用に供される地域

※C類型：相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される地域

等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともにすべての予測地点で環境基準を満足している。

夜間の騒音発生源ごとの最大値 (単位：dB)

地点	区域	基準値	予測値
A [˘] 1 F	第3種	50 ⇒45で評価	45.6
A [˘] 2 F			54.6
A [˘] 3 F			51.0
B [˘] 1 F			53.3
B [˘] 2 F			52.6
B [˘] 3 F			51.6
B [˘] 4 F		50.4	
C [˘] 1 F		50	26.9
C [˘] 2 F			31.0
C [˘] 3 F			35.0
C [˘] 4 F			42.9
C [˘] 5 F			42.6
D [˘] 1 F			36.0
D [˘] 2 F			36.0
D [˘] 3 F			42.9
E [˘] 1 F			30.8
E [˘] 2 F			30.8
E [˘] 3 F		39.3	
E [˘] 4 F		48.6	
E [˘] 5 F		48.1	
F [˘] 1 F	50 ⇒45で評価	25.2	
F [˘] 2 F		29.7	
F [˘] 3 F		38.9	

※第3種区域：住居の用に合わせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

※予測地点A[˘]、B[˘]、F[˘]については、50mの区域内に学校・幼保連携認定こども園が立地するため、5dBを減じた基準値で評価

夜間の騒音発生源ごとの最大値について、A[˘] 1 F、A[˘] 2 F、A[˘] 3 F、B[˘] 1 F、B[˘] 2 F、B[˘] 3 F、B[˘] 4 F地点において、来客・従業員車両走行音により基準値を超過した。

地点	区域	基準値	予測値
A [˘] 1 F	第3種	50 ⇒45で評価	45.6
A [˘] 2 F			54.6
A [˘] 3 F			51.0
B [˘] 1 F			48.3
B [˘] 2 F			47.6

B' 3 F			46.6
B' 4 F			45.4

基準値を超過した来客・従業員車両走行音について、実測値を用いて再予測を行ったところ、基準値を超過した。

地点	類型	基準値	予測値
A 1 F	B	50 ⇒45で評価	39.9
A 2 F			39.8
A 3 F			39.6
B 1 F			40.0
B 2 F			39.9
B 3 F			39.7
B 4 F			39.4

基準値を超過した騒音発生源について、近接する建物側において再々予測を行ったところ、全ての地点で基準値を満足した。

なお、騒音に関して苦情等が発生した場合は、誠意を持って対応する。

(2) 廃棄物に係る事項等 ① 廃棄物等の保管	廃棄物保管施設の容量 76.5m ³ ・指針で定める必要な廃棄物保管容量 32.147 m ³ を確保している。	○
② 廃棄物等の処理	・許可業者による運搬・処理を行っている。	○
③ その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方針について	・屋内で適切に保管する。 ・定期的な廃棄物保管施設の洗浄など適正な管理を行い、ごみの散乱、異臭防止を図る。	○
(3) 街並みづくり等への配慮等	(景観への配慮) ・周辺の景観に配慮し、違和感の生じない色合いやデザインとしている。 (光害対策) ・屋外照明、広告照明は周辺民家等に影響が出ないよう方向や強さに配慮し、点灯時間は日没 30 分前から閉店時刻までに限り、その他時間帯は消灯するなど、光害が生じないようにしている。	○
指針の配慮事項以外の項目		
バリアフリーへの対応	・身障者用駐車スペース (3.5m×5.0m : 5 台) を確保している。 ・思いやり駐車スペース 8 台を確保している。	○
環境への配慮	・照明設備は LED とし、消費電力の低減に努めている。	○

フジ藤原店に係る意見の検討結果

○市町等からの意見

意見提出者	意見の概要	設置者の対応	評価
松山市	意見なし	—	—
一般住民等	意見なし	—	—

○県の意見 (案) 意見なし

明屋書店川之江店・シャトレゼ四国中央川之江店（新設）届出概要

店舗の名称	明屋書店川之江店・シャトレゼ四国中央川之江店		
所在地	四国中央市妻鳥町 1662 番地 1 外		
設置者 (本社)	株式会社明屋書店 (松山市)		
小売業者 (販売物品)	株式会社明屋書店 (書籍、雑貨、CD・DVD等) 株式会社トーハン (菓子等)		
新設年月日	令和6年5月20日		
店舗面積	1,083 m ²		
施設の配置に関する事項			
(1) 駐車場の収容台数	40台	(基準値	35台)
(2) 駐輪場の収容台数	22台	(参考値	31台)
(3) 荷さばき施設の面積	94.0 m ²		
(4) 廃棄物等の保管施設の容量	7.6 m ³	(基準値	5.09 m ³)
施設の運営方法に関する事項			
(1) 開店時刻及び閉店時刻	株式会社明屋書店	午前9時～午後11時	
	株式会社トーハン	午前9時～午後9時	
(2) 駐車場の利用可能時間帯	午前8時30分～午後11時30分		
(3) 駐車場の出入口の数	2箇所		
(4) 荷さばき可能時間帯	荷さばき施設1	午前6時～午後10時	
	荷さばき施設2	午後11時30分～午前8時30分	

○届出年月日 令和5年11月 9日

○公告年月日 令和5年11月28日

○説明会開催日 令和5年12月18日 (届出日から2か月以内)

○県意見提示期限 令和6年 7月 9日 (届出日から8か月以内)

明屋書店川之江店・シャトラーゼ四国中央川之江店指針配慮事項の対応状況

指針配慮事項	設置者による対応状況	評価
I 基本事項		
1 事前の調査等	<ul style="list-style-type: none"> ・所轄警察署、道路管理者、県、店舗設置市、国土交通省と事前協議済み。 	○
2 まちづくりに関する公的計画との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域：近隣商業地域 	○
3 深夜営業についての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・来客に対し、店内アナウンス等により駐車場内における静穏にご協力いただくよう周知する。 	○
4 説明会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・日時：令和5年12月18日（月）18：00～19：00 ・場所：しこちゅ～ホール（四国中央市市民文化ホール）会議室2（四国中央市妻鳥町1830番地1） ・出席者：7名 	○
5 対応策の履行	<ul style="list-style-type: none"> ・施工業者と設置者である株式会社明屋書店担当者、立地法担当の株式会社五星担当者として、立地法届出図面と施工現場との摺り合わせを行う。 ・設置者の開発（立地法）担当者から店舗責任者（店長）へ届出内容の説明を行う。なお、変更届が必要となる事項については、重点的に説明を行う。また、従業員へは、社員教育時に説明を行う。 	○
6 事前の予測と乖離が生じた場合の追加的対策	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の予測と乖離が生じた場合は、設置者本社内で調整・対応し、場合により行政にも相談を行う。 ・お客様や地域住民等、外部からの意見や苦情等を受けた場合は、その内容を確認・検討し、必要に応じて行政の所管部局へ連絡するなど、対策を講じる。 	○
7 繁忙期等の追加的対策	<ul style="list-style-type: none"> ・オープン時には駐車場出入口等に交通整理員を配置する。 ・状況に応じて、繁忙期には、駐車場出入口等に交通整理員を配置する。 ・交通整理員は各出入口に1名を想定し、状況に応じて増員、減員する。 ・オープン期間中駐車場が満車となる場合は、入店制限を行い、時間をずらして来店いただくよう案内する。 	○
8 地域貢献に関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地元より祭りや各種行事への協力依頼があれば検討する。 ・地元業者、県内業者との取引を促進する。 ・従業員の地元採用を積極的に推進する。 ・地元小中学校より職場体験の要望等があれば、受入れを検討する。 ・警察署、消防署等との連絡が速やかに行えるよう連絡表を作成し、マニュアル化する。 ・災害時においては、地方公共団体から要請があった場合、災害時の避難場所として駐車場敷地の一部の使用や、店舗で扱っている商品の緊急時における提供について、協議検討のうえ協力する。 ・定期的に（週1～2回程度）店舗周辺の清掃を行う。 ・万一撤退せざるを得ない場合においては、「早期の情報提供」、「後継店の確保」、「従業員雇用の確保」、「取引先企業への対応」、「店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止」など誠意を持って対応する。 	○
II 大規模小売店舗の施設の配置および運営方法に関する事項		
1 住民等の利便の確保 (1) 駐車需要の充足等 交通に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> 収容台数：40台（一般用39台 身障者用1台） ・指針基準値による必要台数35台を確保している。 	○

① 駐車場の必要台数の確保		
② 駐車場の位置及び構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗敷地内に設け、自走式平面駐車場（ゲートなし）である。 ・出入口を1箇所、出口を1箇所設置する。 ・入庫処理能力は出入口1箇所あたり450台/時間であり、ピーク時来店台数の58台/時を上回る。 ・出入口2を出口専用とする。 ・東側市道に面するフェンスに、「合流付近 明屋書店出口あり 注意」の注意喚起の看板を設置する。 ・通常営業時は、見通しを確保するため、出口付近の駐車マス（35番）にコーンを設置し、利用制限を行う。ただし、繁忙時には交通整理員を配置し、利用制限を解除する。 	○
③ 駐輪場の確保等	<p>収容台数：22台</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗立地法の指針に示される参考値（店舗面積35㎡あたり1台）によると必要駐輪台数は31台となるが、以下のとおり算出した結果、必要駐輪台数は10台（明屋書店分：7台、シャトレーゼ分：3台）と予測される。 <p>（明屋書店分） 駐輪場実態調査を行った結果、計画地で現在営業中の明屋書店前面における最大利用台数は7台であった。</p> <p>（シャトレーゼ分） 指針の参考値である3台を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動二輪車は、駐輪場を共用で利用する。 	○
④ 荷捌き施設の整備等	<p>荷さばき施設の面積：94㎡ （荷さばき施設1 62㎡、荷さばき施設2 32㎡）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき施設1は、処理能力（6台/時）を確保しており、ピーク時1時間の搬入車両による負荷（1台/時）を上回っている。 ・荷さばき施設2は、処理能力（6台/時）を確保しており、ピーク時1時間の搬入車両による負荷（1台/時）を上回っている。 <p>※荷さばき平均作業時間は10分。</p>	○
⑤ 経路の設定、円滑な入出庫対策等	<p>（経路の設定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商圈を半径2kmとし、国道192号線、県道333号三島川之江港線、市道本郷平木線、市道中村山田井線を主要アクセス経路とする。 <p>【北西方面】ゾーンA （来店） 県道333号三島川之江港線を南東進→交差点①を左折→市道中村山田井線を北東進→出入口1を左折により来店 （退店） 出入口1を右折→市道中村山田井線を南西進→交差点①を右折→県道333号三島川之江港線を北西進により退店</p> <p>【西方面】ゾーンB （来店） 市道本郷平木線を北東進→交差点①を直進→市道中村山田井線を北東進→出入口1を左折により来店 （退店） 出入口1を右折→市道中村山田井線を南西進→交差点①を直進→市道本郷平木線を南西進により退店</p> <p>【南西方面】ゾーンC （来店） 県道333号三島川之江港線を北西進→交差点①を右折→市道中村山田井線を北東進→出入口1を左折により来店 （退店）</p>	○

	<p>出入口1を右折→市道中村山田井線を南西進→交差点①を左折→県道333号三島川之江港線を南東進により退店</p> <p>【北東方面】ゾーンD (来店) 国道192号線を南東進→交差点②を右折→市道中村山田井線を南西進→出入口1を右折により来店 (退店) 出入口2を左折→市道中村山田井線を北東進→交差点②を左折→国道192号線を北西進により退店</p> <p>【東方面】ゾーンE (来店) 市道中村山田井線を南西進→交差点②を直進→市道中村山田井線を南西進→出入口1を右折により来店 (退店) 出口2を左折→市道中村山田井線を北東進→交差点②を直進→市道中村山田井線を北東進により退店</p> <p>【南東方面】ゾーンF (来店) 国道192号線を北西進→交差点②を左折→市道中村山田井線を南西進→出入口1を右折により来店 (退店) 出入口2を左折→市道中村山田井線を北東進→交差点②を右折→国道192号線を南東進により退店 (円滑な入出庫対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口1付近に出入口を示す看板を設置する。 ・新聞の折込チラシに案内図を印刷し、来客へ案内経路を周知する。 ・交通整理員は各出入口に1名を想定し、状況に応じて増員、減員する。 ・オープン時及び平常時において、来客車両による渋滞等により周辺に影響が生じた場合や、地元警察署より渋滞解消や安全への対策の要望があった場合には、店長が状況確認し、関係機関との協議により対応する。 	
(2) 歩行者の通行の利便の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗敷地内に場内歩行者通路を確保する。 ・出入口付近に停止線と路面標示を行い、出庫車両の一旦停止と前面道路の歩行者への安全確認を促す。 ・出入口前面道路は、小中学校の通学路に指定されていないものの、出入口付近の見通しを確保した構造とする。 	○
(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・商品の簡易包装、梱包に努める。 ・段ボールの再資源化を図る。 	○
(4) 防災・防犯対策への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体から要請があった場合、災害時の避難場所として駐車場敷地の一部の使用や、店舗で扱っている商品の緊急時における提供について、協議検討のうえ協力する。 ・警察、自治会、PTA等の関係機関、地元団体から防犯対策について協力要請がある場合は、可能な限り協力する。 ・駐車場利用可能時間帯以外は出入口をプラチェーン等で閉鎖する。 ・定期的巡回による青少年等の蟻集防止や犯罪防止、防犯カメラの設置による死角の排除、防犯灯の適切な配置、必要に応じた声かけなど、可能な防犯対策を講じる。 	○

<p>2 騒音の発生その他による周辺地域の生活環境の悪化防止</p> <p>(1) 騒音の発生に係る事項</p> <p>① 騒音に対応するための対応策</p>	<p>(荷さばき施設及び作業に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき施設を2箇所確保し、さらに十分なスペースを確保することで、荷さばき時間の短縮、騒音の1箇所への集中回避により周辺への騒音の影響低減を図る。 ・可能な車両については、アイドリング停止を徹底する。 <p>(廃棄物収集作業に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間に収集作業は行わない。(収集時間帯：午前6時～午後6時) <p>(設備機器に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音発生源となる設備機器のうち、新規機器については、低騒音型機器を導入する。また、定期的な保守点検により故障等による異音の発生を防ぐ。 ・設備機器は騒音規制法及び愛媛県公害防止条例に該当しない。 <p>(駐車場の騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員や納入業者、ごみ収集業者に対し、場内低速走行の遵守を徹底させる。 <p>(BGM等の営業宣伝活動に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BGM等屋外への営業宣伝活動は行わない。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音に関して苦情等問題が発生した場合は、誠意をもって対応する。 	○
---	---	---

② 騒音の予測・評価

等価騒音レベル

【昼間】 (単位：dB)

地点	類型	基準値	予測値
A 1 F	C	60	42.0
A 2 F			41.9
B			44.9
C			41.3
D 1 F	B	55	39.0
D 2 F			39.0

【夜間】 (単位：dB)

地点	類型	基準値	予測値
A 1 F	C	50	34.6
A 2 F			34.5
B			38.1
C			26.8
D 1 F	B	45	22.0
D 2 F			22.1

※ B類型：主として住居の用に供される地域

※ C類型：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともにすべての予測地点で環境基準を満足している。

夜間の騒音発生源ごとの最大値 (単位：dB)

地点	区域	基準値	予測値
A [〃]	第3種	50	63.1
B [〃]			65.7
C [〃]			37.2
D [〃]			41.1

※第3種区域：住居の用に合わせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

夜間の騒音発生源ごとの最大値についてC[〃]、D[〃]地点においては基準値を下回ったものの、A[〃]、B[〃]地点においては、来客・業務車両走行音により基準値を超過した。

地点	区域	基準値	予測値
A [〃]	第3種	50	53.3
B [〃]			50.6

これらの基準値を超える音源（来客・業務車両走行音）について、実測値を用いて再予測を行ったところ、基準値を超過した。

地点	類型	基準値	予測値
A 1 F	C	50	44.6
B			49.1

基準値を超過した騒音発生源（来客・業務車両走行音）について、直近の住宅等（予測地点A 1 F・B）でさらに再予測を行ったところ、基準値を満足した。

なお、開店後、苦情等が発生した際には、発生源対策を含め誠意をもって対応する。

(2) 廃棄物に係る事項等
① 廃棄物等の保管

廃棄物保管施設の容量 7.6m³（廃棄物保管施設 1：6.4 m³、廃棄物保管施設 2：1.2 m³）
・指針で定める必要な廃棄物保管容量 5.09 m³を確保している。

② 廃棄物等の処理

・屋内で適切に保管する。
・許可業者による運搬・処理を行う。

③ その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの密閉保管や施設の定期的な洗浄など適正な管理を行い、ゴミの散乱・異臭防止を図る。 	○
(3) 街並みづくり等への配慮等	<p>(景観への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観に配慮し、違和感の生じない色合いやデザインとする。 <p>(光害対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明、広告照明は周辺民家や農地に影響が出ないよう方向や強さに配慮し、点灯時間は日没 30 分前から閉店時刻までに限り、その他時間帯は消灯するなど、光害を生じないようにする。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に緑地を配置する。 	○
指針の配慮事項以外の項目		
バリアフリーへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・身障者用駐車場 (3.5m×5.0m : 1 台) を確保する。 	○
環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・照明設備はLEDとし、消費電力の低減に努める。 	○

明屋書店川之江店・シャトレーゼ四国中央川之江店に係る意見の検討結果

○市町等からの意見

意見提出者	意見の概要	設置者の対応	評価
四国中央市	意見なし	—	—
一般住民等	意見なし	—	—

○県の意見 (案) 意見なし

4 その他

(1) 次回以降の審査案件

大規模小売店舗 の名称 (所在地)	主な届出内容 (新設・変更日)	届出 年月日	公告 年月日	説明会 開催日	市町村 意見期限	県の意見 提示期限
ドラッグストア モリ中沢店・シャ トレーゼ宇和島 店 (宇和島市)	馬蹄論場の位置及び収容台数：10 台⇒15 台 荷さばき施設の位置及び面積：80 m ² ⇒ 101 m ² 廃棄物等の保管施設の位置及び容量： 6.96 m ³ ⇒9.97 m ³ 開店時刻及び閉店時刻：24 時間⇒株式 会社ドラッグストアモリ：24 時間、有 限会社UMAMI.Lab：午前9 時～午後9 時 (R6.7.11)	R5.11.10	R5.12.5	R6.1.10	R6.4.5	R6.7.10
エーマックス愛 南店・DCM 愛南 店・ローソン愛南 町平城西店 (愛南町)	馬蹄論場の位置及び収容台数：211 台⇒20 台 荷さばき施設の位置及び面積：311.1 m ² ⇒428.1 m ² 廃棄物等の保管施設の位置及び容量： 184.31 m ³ ⇒208.07 m ³ 開店時刻及び閉店時刻：株式会社エース ワン：午前7 時～午後10 時、未定：24 時間⇒株式会社エースワン：午前7 時～ 午後10 時、DCM 株式会社：午前7 時～ 午後10 時、未定：24 時間 (R6.6.1)	R5.12.1	R5.12.15	R6.1.31	R6.4.15	R6.8.1
フジグラン北宇 和島別棟 (宇和島市)	廃棄物等の保管施設の位置及び容量： 11.4 m ³ ⇒12.51 m ³ (R6.1.15)	R5.12.14	R6.1.9	掲示	R6.5.9	R6.8.14
オズメッセ西敷 地 (大洲市)	新設 (店舗面積1,615 m ²) (R6.9.1)	R6.1.29	R6.2.20	R6.3.18	R6.6.20	R6.9.29
イオン今治店 (今治市)	駐車場利用可能時間帯： (北) 午前6 時30 分～午後10 時、 (南) 午前6 時30 分～午後11 時30 分 ⇒ (北) 午前6 時30 分～午後11 時30 分、 (南) 午前6 時30 分～午後11 時30 分 駐車場の自動車の出入口の数及び位 置：6 箇所⇒7 箇所 (R6.7.1)	R5.12.14	R6.1.9	掲示	R6.5.9	R6.8.14
(仮称)ダイレク クス新居浜高専 通り店 (新居浜市)	新設 (店舗面積1,252 m ²) (R6.12.5)	R6.4.4	R6.4.23	未定	R6.8.23	R6.12.4

※網掛部は審議会案件 (新設、増床、市町や住民から法に基づく意見があったもの等) である。

(2) フォローアップ調査について
調査予定等

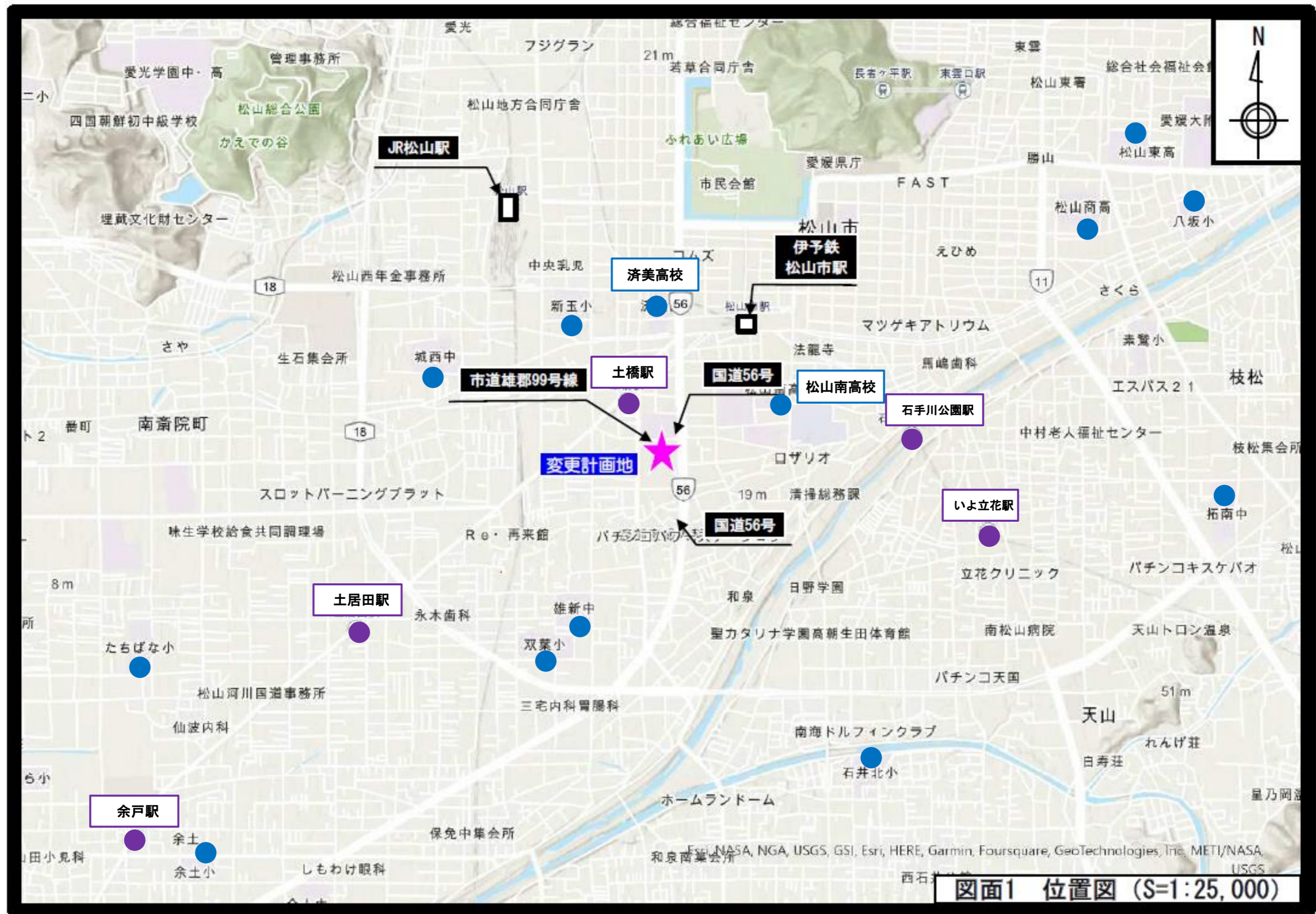
大規模小売店舗の届出 名称 (所在地)	届出 内容	届出 年月日	法定手続 終了年月日	新設・変更 年月日	実施調査の状況
フジ今治店	変更	R5. 3. 23	R5. 11. 6	R5. 11. 23	(今治市からの報告) 問題なし。 (県の意見) 設置市が実施した実態調査の結果及び 店舗設置者の自己評価の結果、周辺生活 環境への問題は発生しておらず、また、 周辺住民からの苦情も発生していない ため、問題なし。
(仮称) ドラッグコス モス北土居店	新設	R5. 3. 24	R5. 9. 29	R6. 1. 6	(松山市からの報告) 問題なし。 (県の意見) 設置市が実施した実態調査の結果及び 店舗設置者の自己評価の結果、周辺生活 環境への問題は発生しておらず、また、 周辺住民からの苦情も発生していない ため、問題なし。
(仮称) ドラッグコス モス宇和島南店	新設	R5. 7. 21	R6. 3. 15	R6. 3. 30	令和6年5月下旬以降照会予定
コープ金子	新設	R5. 8. 21	R6. 3. 15	R6. 3. 29	令和6年5月下旬以降照会予定
(仮称) ドラッグスト アモリ今治別宮町店	新設	R5. 9. 22	R6. 3. 15	R6. 4. 27	令和6年6月下旬以降照会予定

参考資料（関係図面）

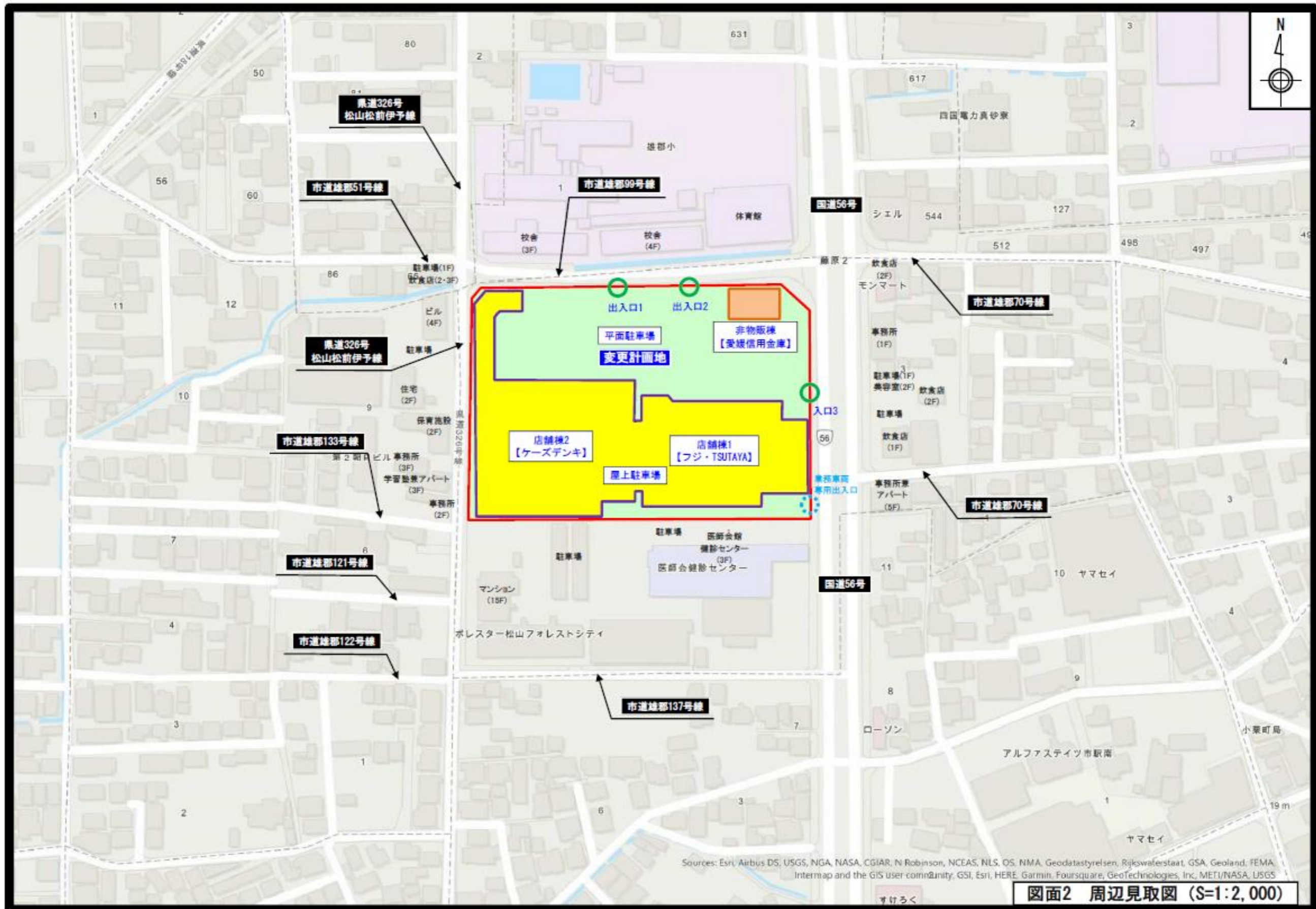
（1）届出案件についての審査（2件）

○フジ藤原店【変更】	1 ~ 8
○明屋書店川之江店・シャトレーゼ四国中央川之江店【新設】	9 ~ 16

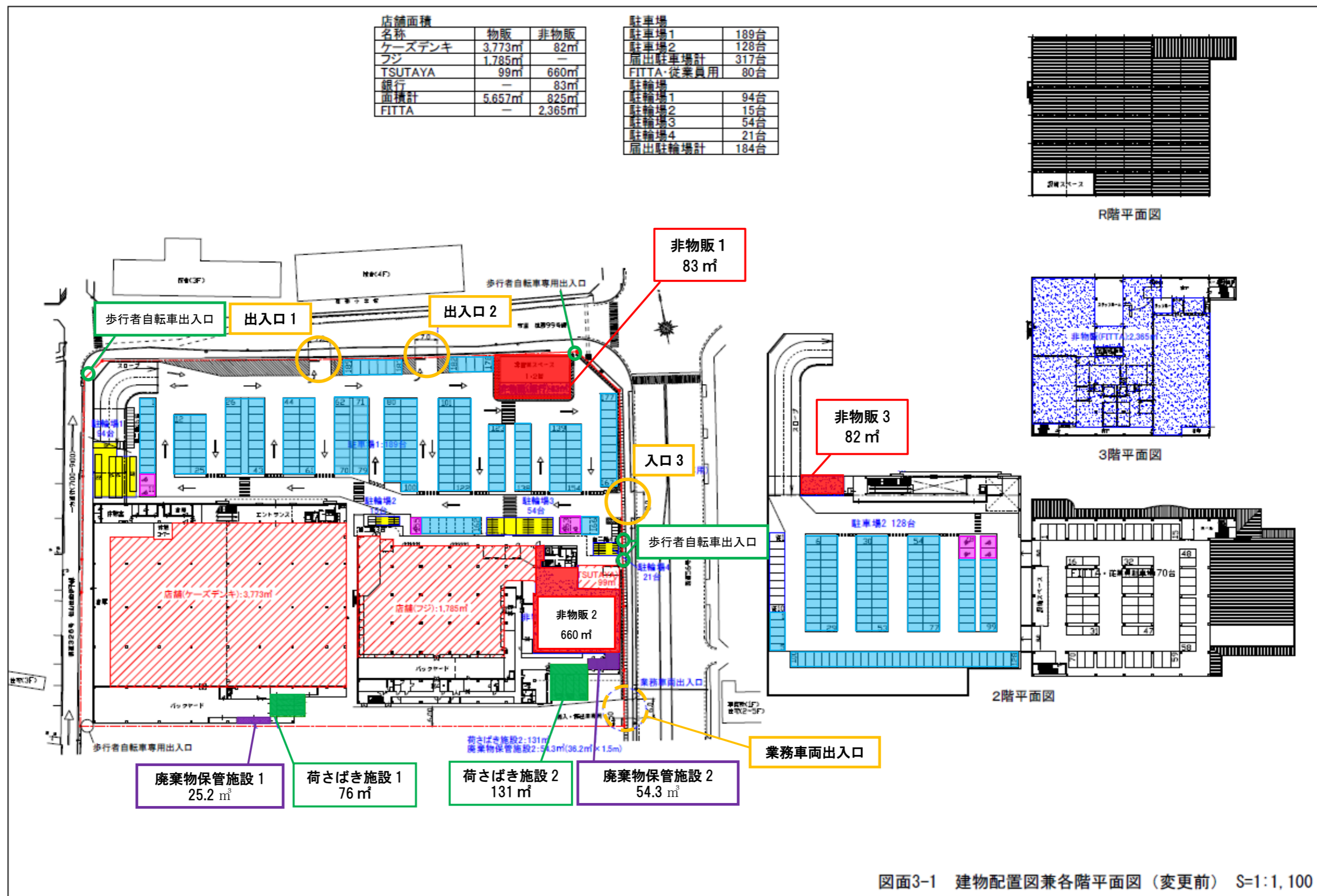
図面① 広域見取図（フジ藤原店）



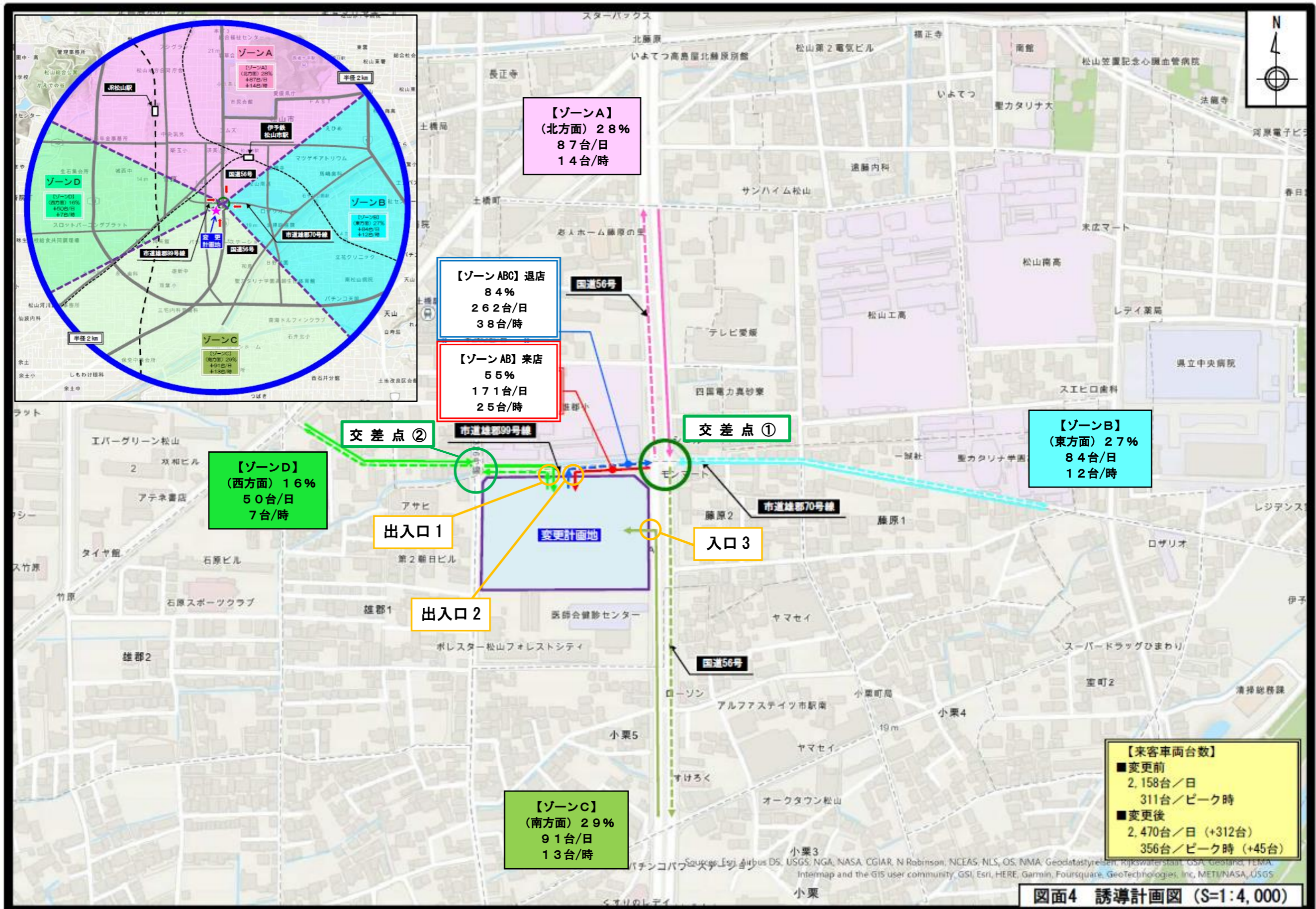
図面② 周辺見取図（フジ藤原店）



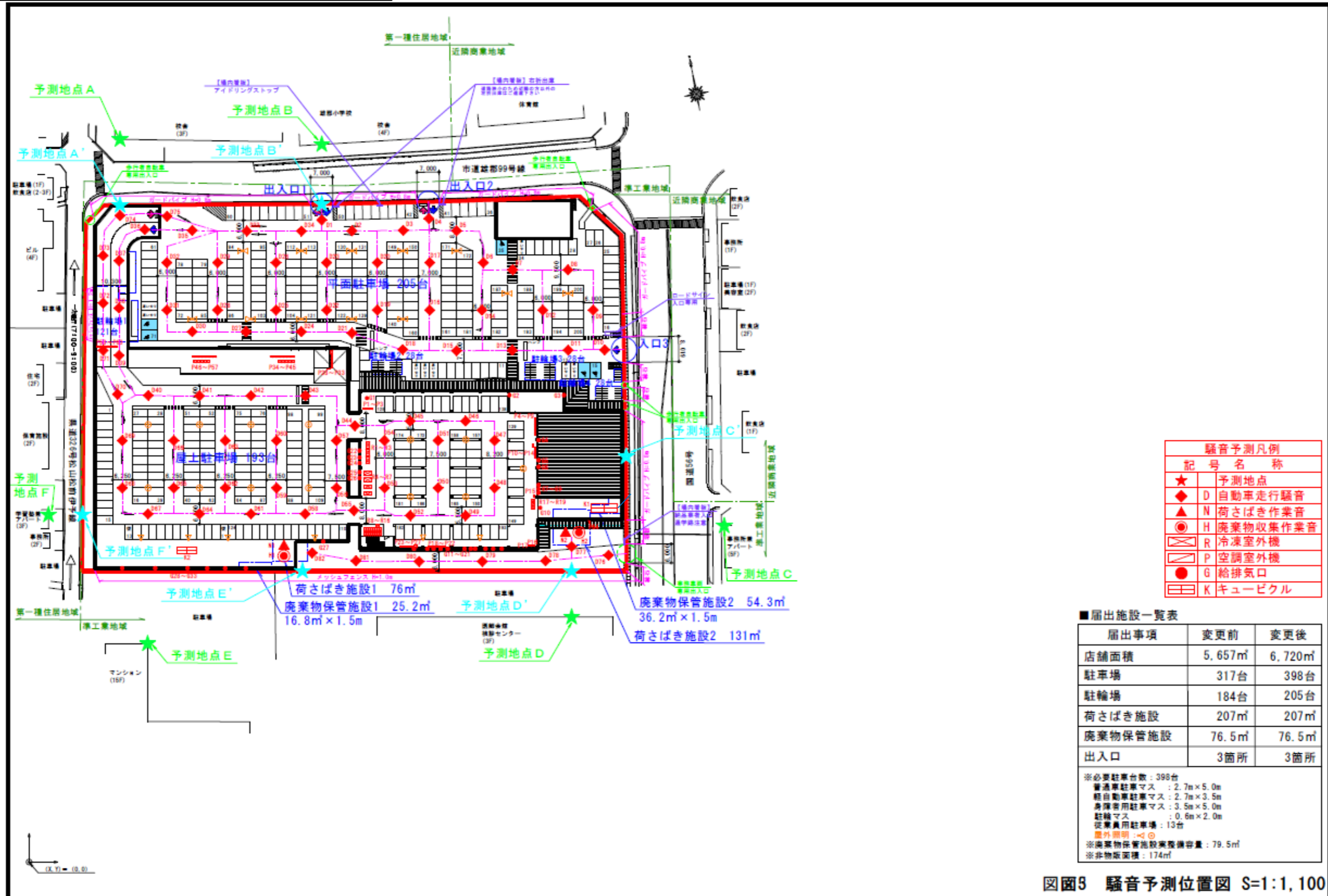
図面③ 配置図（フジ藤原店）変更前



図面⑤ 誘導計画図（フジ藤原店）



図面⑥ 騒音予測地点位置図（フジ藤原店）



図面⑥ 騒音予測位置図 S=1:1,100

図面⑦ 店舗外観等（フジ藤原店）



【店舗全体】



【TSUTAYA】



【フジ】



【ケースデンキ】

図面⑧ 場内看板等（フジ藤原店）



【出入口1 右折出庫案内看板】



【出入口2 右折出庫案内看板】



【アイドリングストップ案内看板】



【入口3 入口専用看板】



【入口3 入口専用看板】



【通学路注意看板】

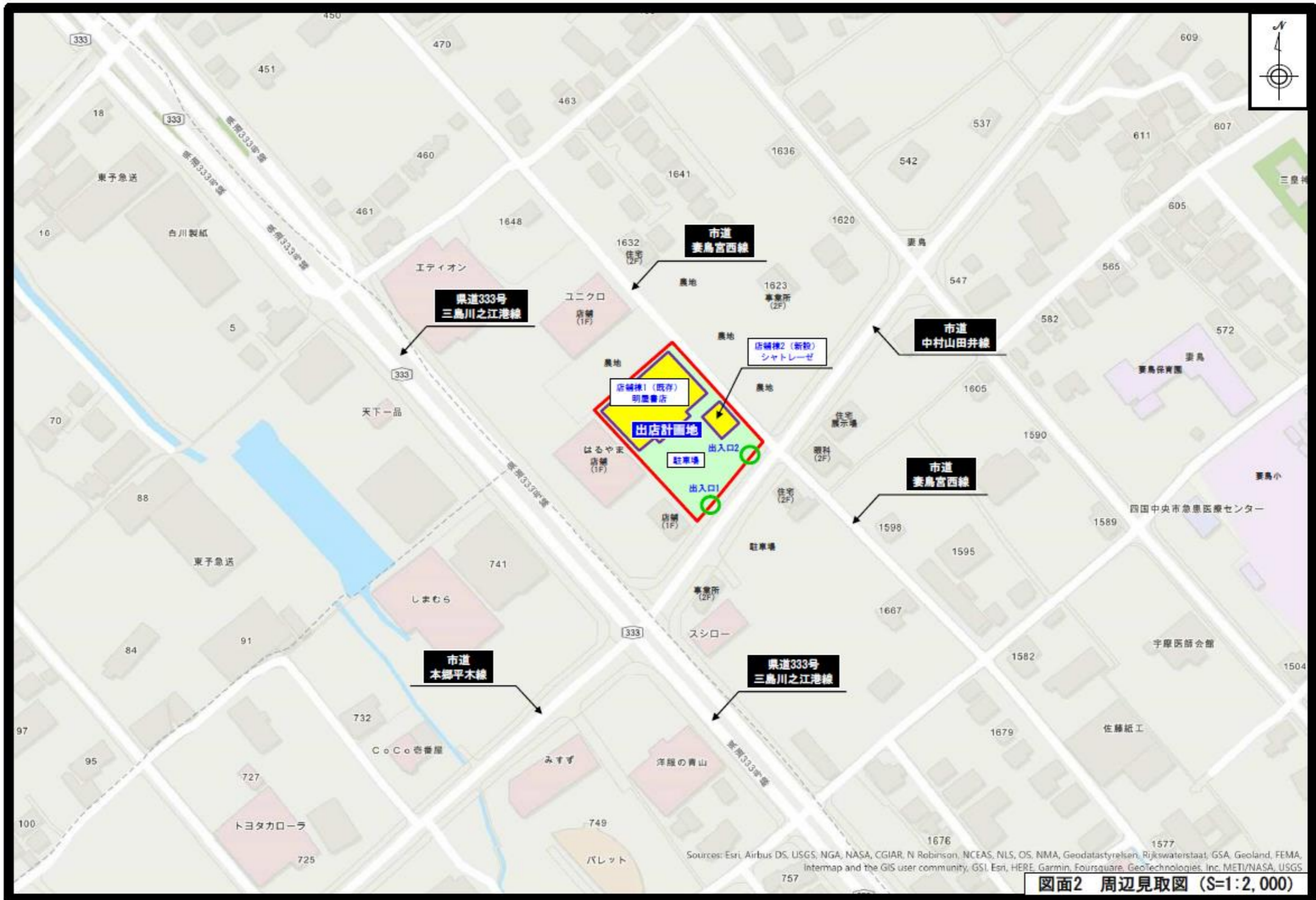


【納品業者専用入口看板】

図面⑨ 広域見取図（明屋書店川之江店・シャトレーゼ四国中央川之江店）



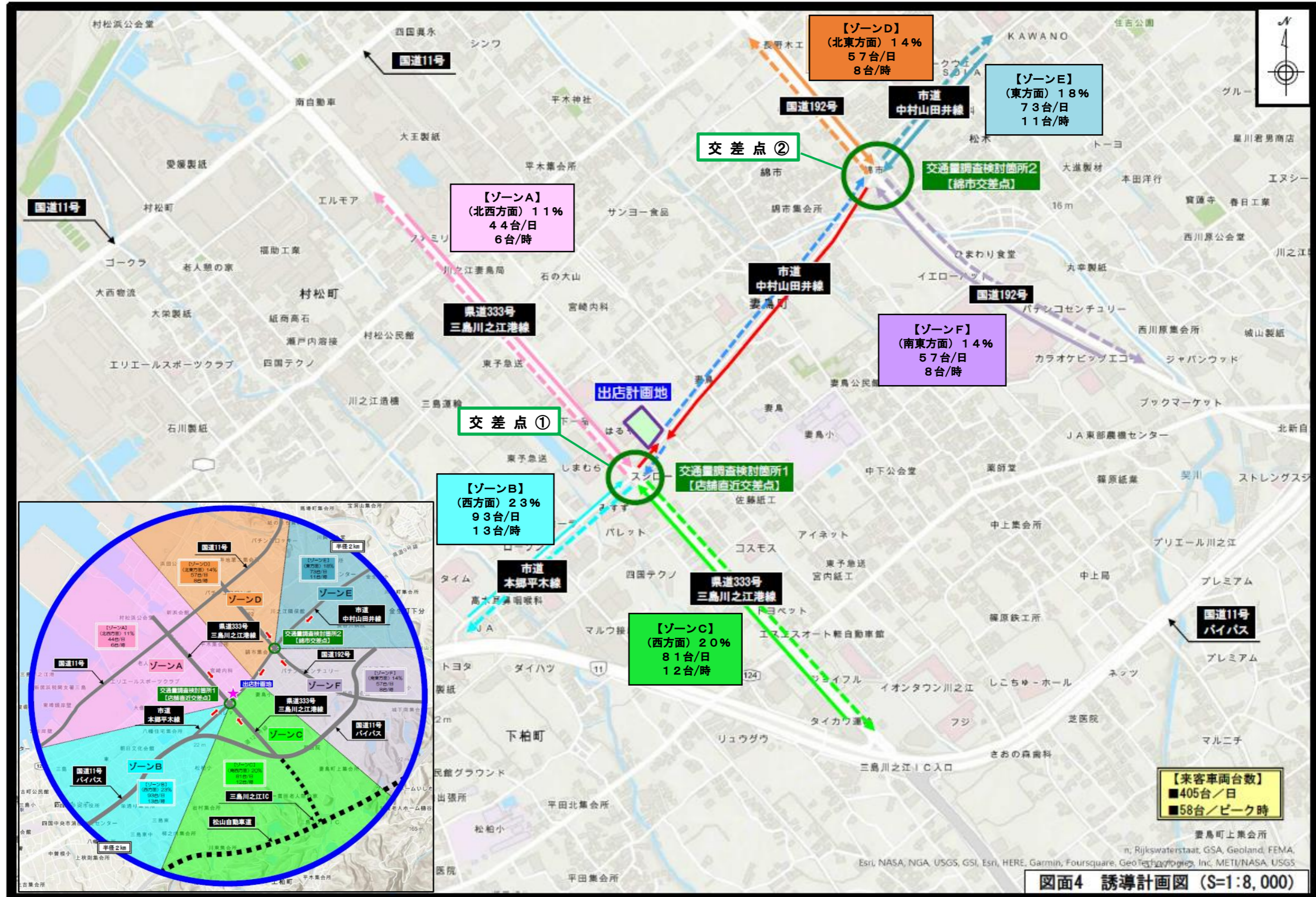
図面⑩ 周辺見取図（明屋書店川之江店・シャトレーゼ四国中央川之江店）





図面3 建物配置図 S=1:400

図面⑬ 誘導経路図（明屋書店川之江店・シャトレゼ四国中央川之江店）



図面⑮ 店舗外観等（明屋書店川之江店・シャトレーゼ四国中央川之江店）



【既存店舗（明屋書店棟） 外観】

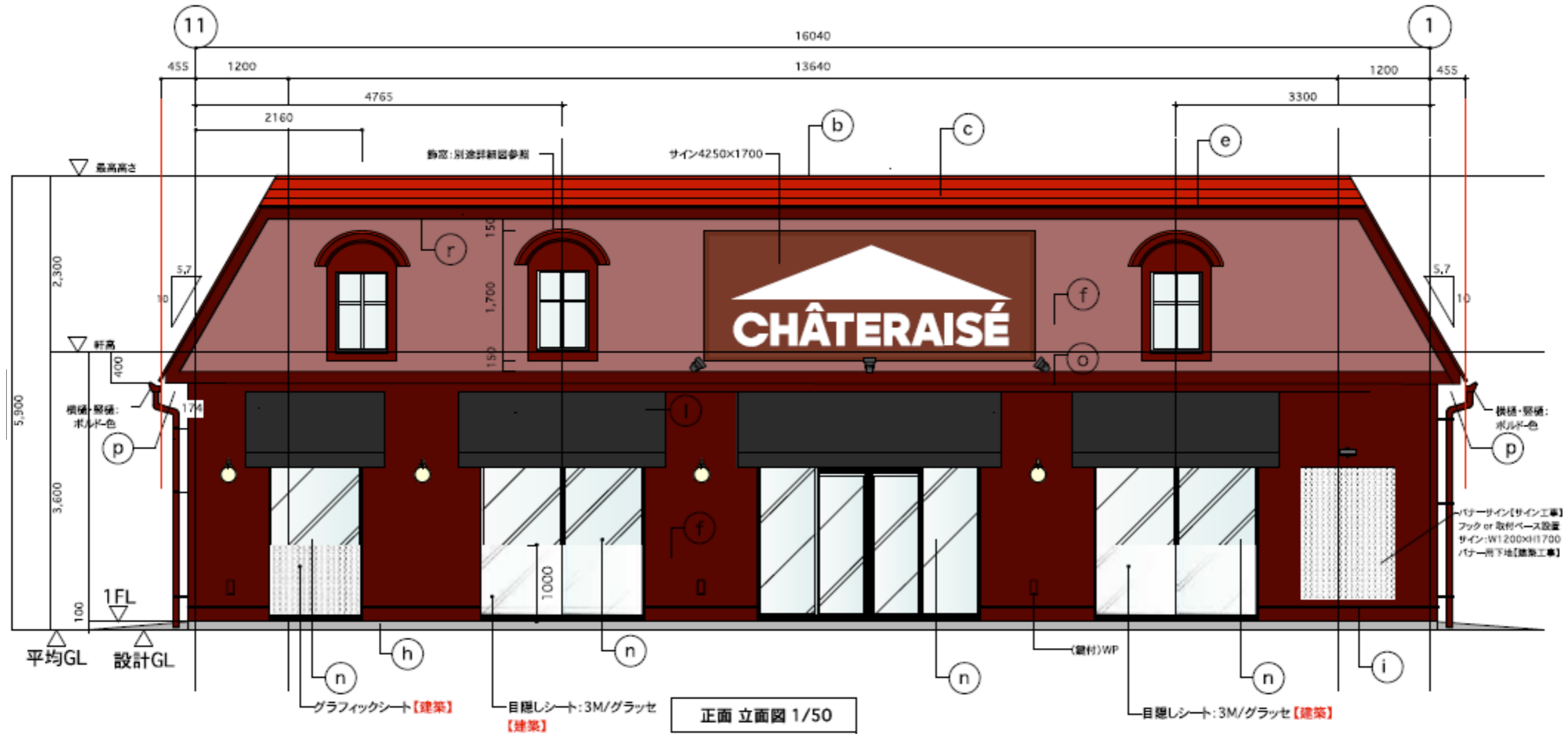


【東側市道フェンス設置看板】



【出口付近設置看板】

図面⑯ 店舗外観等（明屋書店川之江店・シャトレーゼ四国中央川之江店）



凡例	メーカー	色・仕様		メーカー	色・仕様
①	屋根:ガルバリウム鋼板 折板屋根 (H85, W600 新熱材裏打t=4,0)	シルバー(ガルバ色)	⑪	軒樋:塩ビ製 角樋150型(吊金具L=170 φ800) 壁樋:塩ビ製75φ	マットブラック
②	棟切:t=0.4 ガルバリウム鋼板曲加工	日鉄住金鋼板	⑫	壁樋:壁貫通径60x60 軒樋:壁貫通径120x120	マットブラック
③	パラペット(張り屋根):t=0.4ガルバリウム鋼板積層	日鉄住金鋼板	⑬	テント:防炎テント 脚地 詳細は別図参照	特人フロンティア
④	パラペット裏面:窯業系サイディング(塗装品)14x455x3030	ニチハ モエンサイディング-M14 レジェマールシェ			テイジンニューバスター 8898 ブラック 防炎番号:F-27049
⑤	縦樋:アクリルシリコン樹脂製品		⑭	サッシ:アルミフロントサッシ	マットブラック
⑥	外壁:窯業系サイディング t16x455x3030(塗装品) 2-ME塗装(内部PS12,5貼)	ニチハ モエンエクセラ+16 コルモストーン積層	⑮	縦見切り(幕板):窯業系サイディング150mm幅フラットタイプ(無塗装品) 2-ME塗装	ニチハ
⑦	窯業系サイディング(塗装品)14x455x3030	ニチハ モエンサイディング-M14 レジェマールシェ	⑯	軒裏:有孔ケイカル板 t6 目隠し動の上AEP塗装	シャトレーゼボルドー / 7分艶(日本ペイント)
⑧	基礎巾木:モルタル金ゴテ t=20ノ上2-ME塗装	日本ペイント	⑰	縦貫部分の場合:窯業系サイディング t14x910x3030(無塗装品) AEP塗装	シャトレーゼボルドー / 7分艶(日本ペイント)
⑨	透気水切り金物:塗装ガルバリウム鋼板製品ノ上 2-ME塗装	日本ペイント	⑱	軒裏:ケイカル板t6 AEP塗装	シャトレーゼボルドー / 7分艶(日本ペイント)